議案第６８号

財産の取得について

別紙のとおり財産を取得するものとする。

令和７年１２月１日提出

田川市長　　村　上　卓　哉

理　由

本案は、一般廃棄物の収集運搬の用に供する車両を購入するに当たり、財産の取得、管理、処分等に関する条例（昭和３９年条例第２１号）第２条の規定により議会の議決を求めるものである。

（別紙）

<table>
<tr><th>取　得　財　産</th><th>主　な　仕　様</th><th>数　量
台</th><th>取　得　価　格
円</th><th>相　手　方</th></tr>
<tr><td rowspan="2">じんかい収集車</td><td>・２トンディーゼル車
・積載容量：４．３㎥
・マニュアルミッション車
・積込方式：プレス式
・排出方式：強制排出式</td><td>3</td><td rowspan="2">86,178,170</td><td rowspan="2">福岡県大野城市瓦田四丁目４番３０号
株式会社モリタエコノス　福岡支店
支店長　永利　和哉</td></tr>
<tr><td>・３トンディーゼル車
・積載容量：６．０㎥
・マニュアルミッション車
・積込方式：プレス式
・排出方式：強制排出式</td><td>4</td></tr>
</table>